

実務展望

てんぼろ

一般社団法人 東京都溶接協会
 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会
 株式会社 三浦事務所
 発行所・東京都江東区大島三丁目1番11号
 産学協同センター
 電話 03-3685-5700 (代表)
 編集発行人 三浦 繁夫 © 2012
 毎月1回1日発行 定価 100円・〒共



<堀切菖蒲園> 東京都葛飾区

編集部撮影

京成本線「堀切菖蒲園駅」の南西 500m ほどの綾瀬川沿いに位置している。花菖蒲は江戸名所の一つとして古くから知られており、安藤広重や歌川豊国らの錦絵の題材にもなりました。花の見頃は6月中旬で、花の種類も約 200 種 6000 株に及びます。

(カラー版は <http://www.miura21.co.jp> でご覧いただけます)

労働保険事務組合 東部労働福祉協会

平成24年 定時総会

- 議事 1. 平成23年度事業報告及び決算審議
 2. 平成24年度事業計画及び収支予算報告

平成24年6月15日 (金) 午前11時

産学協同センタービル4階講堂

江東区大島 3-1-11
(都営新宿線西大島駅下車)

一般社団法人 東京都溶接協会

平成24年度 定時総会

- 議事 1. 平成23年度事業報告及び収支決算報告
 2. 平成24年度事業計画及び収支予算審議

第52回溶接競技会 表彰式

入賞者表彰 (会長賞・ボイラ・クレーン安全協会会長賞・江東区長賞・江戸川区長賞・東部地区検定委員長賞・日刊工業新聞社賞・産報出版賞)

平成24年6月14日(木) 午後3時

アンフェリシオン (江東区亀戸1-43-22)
(JR総武線「亀戸駅」北口 徒歩4分)

平成24年5月18日

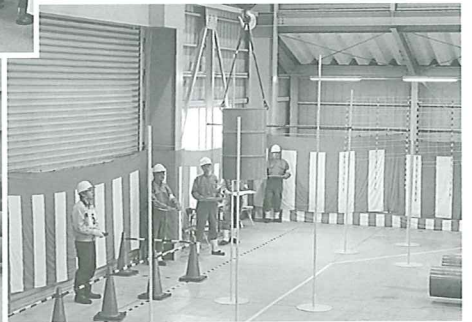
第43回クレーン運転及び玉掛け技能競技全国大会開催

於 公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 福島事務所

本大会は、「玉掛け及び合図」、「クレーン運転」、「質量目測」の3つの競技課題があり、1チーム3名で参加12チームにより競技が行われました。各チームとも、きびきびした動作で、平素の修練した技量を競いあいました。

3位までが入賞で、優勝チームには会長賞に加え、厚生労働大臣の賞状と日刊工業新聞社長賞が贈られます。

表彰式は6月6日(水)に、東京・錦糸町「東武ホテル レバン ト東京」で行います。



協定書を手し、東京都溶接協会会長 横田文雄氏(左)と江東区長 山崎孝明氏(右)

東京都溶接協会(横田文雄会長)は5月7日に江東区(山崎孝明区長)と災害支援協定を結んだ。大震災時には、建物の倒壊で道路がふさがれ、緊急車両が通行できない恐れがある。協会は、現場溶接・溶断装置を積載した作業車や各種資材の提供とともに、溶接作業車を用いた道路、建築物などの崩壊現場の障害物除去作業などで協力する。

また、区は溶接協会が入居する産学協同センター(三浦繁夫社長)とも同日、「津波等の水害時における一時避難施設としての使用に関する安心協定」を結び災害時に施設を避難所として提供する。耐震補強工事が完了している産学協同センターは、溶接試験場である従来の位置づけに加え、今後は地域に密着した「下町の避難所」として活用されます。

災害支援協定を締結 江東区と東京都溶接協会

ボイラー溶接士学科試験受験準備講習会

各地区安全衛生技術センターでは、普通・特別ボイラー溶接士学科試験を平成24年9月14日に実施いたします。当協会では下記の要領により資格取得のための受験準備講習会を開催いたします。(案内書及び申込書をご希望の場合はご請求ください。)

日時：平成24年8月23日(木)～24日(金)
会場：産学協同センター 4階講堂
※都営地下鉄=新宿線「西大島駅」A3番出口1分
受講料：42,000円(会員は36,000円)
テキスト代・問題集を含む

一般社団法人 東京都溶接協会

〒136-0072 東京都江東区大島 3-1-11 産学協同センター内
電話 03-3685-5448 FAX 03-3682-4902
URL: <http://www.jwes-1st.jp>

「天井クレーン定期自主検査者安全教育」 — 開催のご案内 —

開催日：平成24年7月23日(月)
会場：ボイラ・クレーン安全協会 5階講習会場
受講料：10,800円、(テキスト代含む)

※お問い合わせ、資料の請求は下記へどうぞ

公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 東京事務所 教育部

〒136-0071 江東区亀戸1-28-6 タニビル5階
電話：03-3685-5222
FAX：03-3685-5746
URL <http://www.bcsa.or.jp>

<雇用管理分野における個人情報保護に関するガイドライン>

個人情報保護法が平成17年4月1日施行されて以来、各省庁が所管分野ごとにガイドラインを制定してきましたが、この度、内閣府主導により共通形式によるガイドラインが完成しました。以下、厚生労働省が定めた従業員の個人情報管理についてのガイドラインの抜粋をご紹介します。適用は平成24年7月1日からとなります。

1. 個人情報保護上での「労働者等」とは

<該当する例>

- (1) 正社員、パート・アルバイト、契約社員
- (2) 「役員」と称されている者であっても、実態をみると事業所に使用され、賃金が支払われていると認められる場合。
- (3) 現在及び過去における採用応募者、会社説明会の参加者、退職者
- (4) 派遣先の事業者にとっての、派遣労働者（理由：派遣労働者は、派遣先の事業者との間で指揮命令関係があり、「事業者」に使用されている労働者）である。）

<該当しない例>

- (1) 専ら経営判断を行い、自らは他人から指図されないような「役員」
- (2) 請負契約に基づき請負人が就労している現場の事業者にとっての、請負人（理由：当該業務を自己の業務として注文主から独立して処理するものであり、「事業者」に使用されている労働者）であるとはいえない。）
- (3) インターンシップに参加する学生（各事業所における活動の実態に即して判断する必要があるが、一般的には第二の7でいう「労働者」には該当し難い。）

※しかしながら、インターンシップに際し学生から入手する情報には、雇用管理情報と同様、機微にふれる情報が含まれる可能性があることにかんがみ、法に基づいた適切な対策を講じることはもちろんのこと、当指針第四の規定に準じて、その個人情報の適正な取扱いを確保することが求められます。

2. 個人情報の定義

<該当する例>

- (1) 労働者等の氏名
- (2) 生年月日、連絡先（住所、居所、電話番号、メールアドレス等）、会社における職位又は所属に関する情報について、それらと労働者等の氏名を組み合わせた情報
- (3) ビデオ等に記録された映像・音声情報のうち特定の労働者等が識別できるもの
- (4) 特定の労働者等を識別できるメールアドレス情報（氏名及び所属する組織が併せて識別できるメールアドレス等）
- (5) 特定の労働者等を識別できる情報が記述されていなくても、周知の情報を補って認識することにより特定の労働者等を識別できる情報
- (6) 人事考課情報等の雇用管理に関する情報のうち、特定の労働者等を識別できる情報
- (7) 職員録等で公にされている情報（労働者等の氏名等）
- (8) 労働者等の家族関係に関する情報及びその家族についての個人情報

<該当しない例>

- (1) 顧客情報、株主情報
- (2) 法人等の団体そのものに関する情報（団体情報）
- (3) 特定の労働者等を識別できないメールアドレス情報（氏名及び所属する組織等が特定できないメールアドレス等。ただし、他の情報と容易に照合することによって特定の労働者等を識別できる場合を除く。）

- (4) 特定の労働者等を識別することができない統計情報
- ### 3. 採用、退職時点における個人情報の適正な取扱いを確保するための留意点

雇用管理に関する個人情報の取扱いについて、法に規定する遵守事項の他に事業者が特に留意することが望まれるポイントを、採用、退職について取りまとめると、次のようになります。

(1) 採用

事業者が採用応募者から得る個人情報は、職業安定法指針（職業紹介事業者、労働者の募集を行う者、募集受託者、労働者供給事業者等が均等待遇、労働条件等の明示、求職者等の個人情報の取扱い、職業紹介事業者の責務、募集内容の的確な表示等に関して適切に対処するための指針（平成11年労働省告示第141号））により、その業務の目的の範囲内に限られるものであるが、適性検査の結果のような機微にふれる情報を含み得るため、当該情報が漏洩した場合には本人に大きな損害を不える可能性があります。また、不採用者の個人情報などは現に雇っている労働者の個人情報と比較して、その保護が不十分となるおそれがあります。

そこで、次の点に留意することが望めます。

- ① 利用目的を採用応募者本人に通知し、又は公表するに当たっては、合理的かつ適切な方法により行わなければならない。例えば公表の場合、単に会社のホームページに掲載すれば足りるものではなく、採用応募に関する文書の中に明記する等、本人に内容が確実に伝わるような媒体を選ぶ等の配慮を行わなければならない。
- ② 採用応募者から得た個人情報の利用は、職業安定法指針により、原則としてその収集目的の範囲内に限られ、収集目的以外の目的への利用は、当該目的を示して本人の同意を得た場合又は法令に定めのある場合に限られる。
- ③ 採用応募者から得る個人情報を第三者に提供する場合には、あらかじめ本人から確実に同意を得るか、又はオプトアウトによる場合も、提供する項目など必要な事項（法第23条第2項）について採用応募に関する文書の中に明記しなければならない。いずれの場合にも、本人が同意等に係る判断を適切に行えるよう、提供先を明記することが求められる。
- ④ 採用応募者に関する個人データの取扱いを委託するに当たっては、受託者に対して必要かつ適切な監督を行うことが求められる。
- ⑤ 不採用者の個人情報など、採用活動の上で必要とされなくなった情報については、写しも含め、その時点で返却、破棄又は削除を適切かつ確実に行うことが求められる。仮に利用目的達成後も保管する状態が続く場合には、目的外利用は許されておらず、また、その後も継続して安全管理措置を講じなければならない。

(2) 退職

- ① 退職者の個人情報については、賃金台帳等の一定期間の保存を定めた労働基準法第109条等他の法令との関係に留意しつつも、利用目的を達成した部分についてはその時点で、写しも含め、返却、破棄又は削除を適切かつ確実に行うことが求められる。仮に利用目的達成後も保管する状態が続く場合には、目的外利用は許されておらず、また、その後も継続して安全管理措置を講じなければなりません。
- ② 退職者の転職先又は転職予定先に対し当該退職者の個人情報を提供することは第三者提供に該当するため、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

※ 上段は学科 下段は実技		講習予定表				公益社団法人 ボイラ・クレーン安全協会 URL:http://www.bcsa.or.jp													
講習名	事務所	6月		7月		8月		講習名	事務所	6月		7月		8月					
玉掛け技能講習	東京	12	13	10	11			フォークリフト運転技能講習	東京	5	3	4							
			24		22				千葉	9	10	17	7	8	15				
	千葉			4	5				千葉	12	13				15	16			
				8					千葉	17	23	24			17	18	19		
	埼玉	12	13			1	2		埼玉	21			12						
			17				5		埼玉	23	30	7/1	14	21	22				
	神奈川			13	14	29	30		神奈川				6/27						
					15		9/2		神奈川				1	7	8				
茨城			5	6			茨城				13	13							
			8				茨城				15	15	22	29					
栃木	12	13	3	4	7	8	栃木	1	19	13	24			28					
		14		5		9	栃木	2	3	9	20	21	22	14	15	16	25	26	27
甲信	14	15	19	20	23	24	甲信												
		17		22		26													
小型移動式クレーン運転技能講習	東京	14	15					床上操作式クレーン運転技能講習	東京		12	13							
			23						千葉	4	5			2	3				
	千葉								千葉	10					5				
				3	4				埼玉				25	26	22	23			
	埼玉				7				埼玉				28		22	25			
	神奈川	13	14						神奈川										
			17						茨城	14	15				23	24			
	茨城	21	22						茨城		17					26			
		24					栃木	25	26	18	19								
栃木					23	24	栃木		27		20								
					26		甲信				5	6							
甲信	28	29			9	10	甲信					7							
		30				11													

★他の講習も実施しています。詳細については、各事務所にお問合わせください。

ボイラ・クレーン安全協会 〒136-0071	江東区亀戸6-41-20 機缶健保会館2階	TEL 03-3685-2141 FAX 03-3685-2189	神奈川事務所 〒231-0007	横浜市中区弁天通4-59 横浜弁天通第一生命ビル3階	TEL 045-662-2860 FAX 045-662-8768
東京事務所 〒136-0071	江東区亀戸1-28-6 タニビル5階	TEL 03-3685-5222 FAX 03-3685-5746	茨城事務所 〒300-0875	土浦市中荒川沖町2-6 ツインビル3階	TEL 029-843-0740 FAX 029-841-1968
千葉事務所 〒260-0028	千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル2階	TEL 043-247-5532 FAX 043-247-5576	栃木事務所 〒322-0016	鹿沼市流通センター46番地	TEL 0289-72-1717 FAX 0289-76-6090
埼玉事務所 〒330-0801	さいたま市大宮区土手町1-2 JA共済埼玉ビル6階	TEL 048-643-1543 FAX 048-643-1524	甲信事務所 〒400-0212	山梨県南アルプス市 下今諏訪610番9	TEL 055-287-9511 FAX 055-287-9512

アーク溶接作業従事者特別教育

一、日時・会場
二、受講料 一三、〇〇〇円
テキスト代 六〇〇円

ガス溶接技能講習

一、日時・会場
二、受講料
三、実技

JIS溶接評価試験

日時・会場
八月四日(土)
東京都溶接協会
八月五日(日)
東京都溶接協会
八月二十五日(土)
城東職業能力開発センター
九月一日(土)
東京都溶接協会
九月二日(日)
東京都溶接協会

＜申込先＞
一般社団法人
東京都溶接協会
東京都江東区大島 3-1-11
産学協同センター内
TEL 03-3685-5448
FAX 03-3682-4902

グライント特別教育

一、日時・会場
六月十日(日)午前九時～午後五時、江東区大島三十一-十一、産学協同センター
二、受講料
会員 七、〇〇〇円
一般 九、〇〇〇円

学科 七月十日(火)午前九時～午後五時、十一日(水)午前九時～午後〇時
実技 七月十一日(水)午後一時～午後五時、十二日(木)午前九時～午後五時
会場は学科講習会場と同じ。

1日 ▼ 全国安全週間(30日) 気象記念日
相模川他鮎解禁
万国郵便連合加盟記念日
電波の日・写真の日
3日 ▼ 危険物安全週間(5日)
4日 ▼ 菌の衛生週間
5日 ▼ 世界環境デー
6日 ▼ 熱田神宮祭
7日 ▼ ボイラ・クレーン安全協会定時総会
8日 ▼ 時の記念日
9日 ▼ 東京都溶接協会定時総会・溶接競技会表彰式
大阪住吉大社御田植行事
10日 ▼ 弘法大師誕生会
11日 ▼ 第5回大田区加工技術展示商談会(大田区産業プラザP10)
12日 ▼ 父の日
13日 ▼ 柏崎えんま市
14日 ▼ 第16回機械要素技術展(22日) 東京京ビックサイト)
15日 ▼ 夏至
16日 ▼ オリピックデー
17日 ▼ 沖繩慰霊の日
18日 ▼ 国連憲章調印記念日
19日 ▼ 貿易記念日
20日
21日
22日
23日
24日
25日
26日
27日
28日

六月(水無月)
みなつき

※行事・祭は変更になる場合があります。事前に関係諸団体に確認下さい。